

「三番瀬ミーティング」(H26.10.25開催)

会 議 録

日時：平成26年10月25日(土)
午後2時から午後4時30分まで
場所：浦安市中央公民館 大集会室

1. 開 会

事務局：定刻となりましたので、ただいまより『三番瀬ミーティング』を開催いたします。はじめに、千葉県環境生活部、半田次長より御挨拶を申し上げます。

半田次長：皆さん、こんにちは。一昨日くらいまで、かなり天気が悪かったのですが、昨日今日とだいぶ温かくなりました。今日は26年度第1回目の三番瀬ミーティングということで、多数の方、今30人ぐらいというふう聞いておりますが、おそらくこれから増えていくのではないかと思うのですが、参加していただきましてどうもありがとうございます。また、今日は専門家会議の方から、岡安委員、それから箕輪委員、本当にお忙しいところどうもありがとうございます。皆様に厚く御礼を申し上げたいと思います。

皆様も御案内のとおり、この三番瀬ミーティングは、平成23年度から始まって、今日で通算して第6回目となります。これまで塩浜や浦安の護岸の問題や、干潟の形成の問題、あるいはラムサール条約の問題、その他にもたくさんの御意見をいただきまして、こういった地域の皆様、或いはいろいろな立場の方からたくさんの御意見をいただき、こうしたことによってお互いに理解を深め、あるいは共通認識を持って三番瀬の再生のために取組の輪が広がっていくことを期待しています。

今日は、第1部では、今御紹介申し上げました東京海洋大学大学院教授でおられます岡安先生の方から東京湾の沿岸災害ということで御講演をいただくことにしております。

それから、第2部の方は、概ね3時くらいからになるかと思いますが、御案内のとおり県では今年度から28年度までの3カ年で、三番瀬の第3次事業計画を作っているのですが、これに関連して、今日は塩浜2丁目の残り護岸200mにつきまして、それから干潟的環境形成検討事業について、或いは市川漁港に

ついて説明させていただいた上で、また改めて皆さんからいろんな御意見いただければと思いますので、私も司会進行役を務めさせていただきますけれども、よろしく御協力をいただければと思います。

本日お集まりの皆様にとって、大変意義の有るものになればと期待しておりますので、今日はどうぞよろしく願いいたします。

2. 第一部 講演

事務局：それでは、さっそく第一部 講演へ入らせていただきます。

講師の、岡安 章夫 様を御紹介いたします。

岡安先生は、平成元年に横浜国立大学工学部建設学科助手になられ、平成8年に同大学大学院工学研究科助教授、平成13年からは東京水産大学助教授、平成17年に東京海洋大学教授、平成24年からは同大学大学院教授に御就任されています。

また、平成18年度から22年度まで千葉県の「三番瀬評価委員会委員」として、平成23年度からは「三番瀬専門家会議委員」として、専門家の立場から主に「海岸工学」について三番瀬再生に関わる御助言をいただいております。

今回は、「東京湾の沿岸災害と湾奥の津波・高潮リスク」と題し、御講演をいただきます。それでは、先生よろしく願いいたします。

講演：「東京湾の沿岸災害と湾奥の津波・高潮リスク」

講師：東京海洋大学大学院 教授 岡安 章夫氏

(講師講演後)

事務局：ありがとうございました。

ただいまの御講演について、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

参加者：菅と申します。今、御説明された中で、特に浦安辺りの地質的条件が、御存じのように液状化の被害を相当受けたんですね。そういったものが、はたしてこの中に加味されているのかどうか、というのがはっきりしないので。ということは現状、被害を受けた状態を見て、かなり海岸線がやられちゃったんですね。だから、実際の津波のエネルギーで、どうなるか想像つかないんですね。その点どうでしょうか。

岡安講師：東日本大震災以前にも、液状化のリスクというのはもちろんわかってはいたんですけれども、東日本大震災自体が非常に大きかったので、近くの岩手、宮城以外でもたくさん液状化の被害があります、その通りです。今、私どもで特にやってい

るというわけではないのですが、自治体等で津波リスク、そういった計算とか予測をするに当たっては液状化というのはある程度考慮されています。ただ、液状化を考慮するとはいったい何を考慮してくれているんだといいますと、液状化によって地面の高さは下がりますね、ということだけは考慮されていて、いま私は港区の委員をやりましたという話をさせていただいたのですが、港区については、液状化が起こる場所については50cm地面が下がるだろうと。つまり、実質50cm脆弱になる。本当だったら3mの津波でも耐えられるのかもしれないけれど地面が下がってしまいますので、耐えられませんから、2.5mになりますから。ということで、液状化が起きる可能性があるエリアというのはかなり広く、最近も捉えられています。その辺りは、液状化等も含むと、建物が傾くとかそういった被害も出ることとは思いますが、津波については、あくまで浸水ということなので、建物が傾く基礎だとかということは考えていなくて、単純に地面が少し下がりますということは考えた上で、今はいわゆるハザードマップであるとか浸水予測図というものができていると言えます。細かいところはすみません、千葉県さんにお伺いしていただければありがたいというお答えになってしまうのですが、そういうことです。

事務局：よろしいでしょうか。

参加者：我々住民として、非常に地震に当たって心配なことは事実ですが、それで、浦安自身も実際に沈下しているんですね。市とか公称的には60cm、全体的に地盤沈下していると。私の住んでいるところは特に三番瀬の近くで、堤防に接するような所なんですけれども、そこでは津波の後2年くらい経って側方流動が起きてきたんですね。それによって堤防が海側に倒された。と同時に、それ以前からですけれども地震によって海底が盛り上がり上がったんですね。私は常に海をずっと見てきましたけれど、地震の後には何か海が近くなったんですね。近く見えるんですよ。海岸なんかを散歩していても、何かこうやっぱり水面が上がってですね。正直言って私の行ってる三番瀬というのは市川塩浜辺りの前の方なんですけれど、そこでは以前、潮干狩りを春の5月頃皆さんやっていたんですけれども、今は全然水位が上がってしまてできない状態ですから、それで堤防が、市の公称では設計段階では6mと言っていたんですよ。でも、私はもう5mくらいしかないんじゃないかなという疑問を持っているんですけれども、まあそれはちょっとそちらの現場とは違うので、地元の方にお聞きすることだと思っておりますけれども、そういう現象が起きているので特にお聞きしたので。どうもありがとうございます。

事務局：他に御質問ある方いらっしゃいますか。

参加者：五十川と申します。東京湾の外で津波が起こったとしますね、富津岬と三浦で防波堤になってるから東京湾の中にはそんなに大きい津波は来ない、と考えて私達も安心はしているのですが、本当に富津の岬を乗り越えるということはある得ませんか？

岡安講師：例えばということで、これは早稲田大学で計算した、先程の慶長型の津波なんですけれども、ちょっと画像が薄くて申し訳ありません。慶長型の津波の場合は、青いのが下がってるところなんですけれども、これはカラーが結構誇張されていて、真っ青にしてもマイナス1mなんです。慶長型の津波の場合、富津の岬辺りだと7～8m来ますので、千葉県の中でも富津よりも、今これ下がってるところなんですけれども、赤いのは上がってくる方なんです、こういう状態になりますと、富津の南側辺りですと10m近い高さにはなります。横浜、川崎、実は結構きつくてですね、横浜辺りだと5m近くになってしまうんですよ。ですから横浜自体は、東京湾の奥に比べると圧倒的に厳しいです。川崎でも4mくらいのが来るのですが、この後ずっと計算を進めて、これはあくまで計算でございますけど、ちょっと赤いところ濃いのがたくさんあるんですが、一番赤が濃くなって1m、この辺りだと赤はほとんどなくなるんですが、当然ですけれど、最後、どん詰まりの所でございますので、どうしてもやはり多少は高くなります。三番瀬の辺りもこのあと少し高くなるタイミングがあります。ここで約2～2.5mというような形にはなるのですけれども。富津は、先は確かに砂浜みたいになっていますから、越えそうな所はあるのですけれども、これは一応シミュレーションする時には、地面の高さはちゃんとその高さになっていますので、乗り越えるところは乗り越えるような計算になっています。富津はですね、そうは言ってもそんなに低くはないので、富津の岬が全部水に浸かってしまっただけで乗り越えられてしまうと、そういうことはたぶんないと思います。ということで、計算をしてみると、というあくまで計算ですけれども、東京湾の奥については、千葉県辺りについては最大2.5mくらいがいいところで、東京のちょっとこの湾岸の辺りは2m切るくらいで逆にちょっと楽なのですが、それから、富津で反射するんですけれどもこの辺りでやっぱり横浜、川崎辺りでかなり厳しくて、もちろん鎌倉とか外側ですね、相模湾になると10m、11mになりますので、これについては千葉県さんよりも神奈川県さんの方がものすごく心配です。以上になります。

参加者：ありがとうございます。

事務局：お時間の関係もありますので、質問はここで終わりにさせていただきます。いいですか。ではどうぞ。

参加者：ちょっと耳が遠い方で申し訳ございません。私、美浜3丁目に住んでいまして、液状化の被害を受けたんです。船がありましてね、船が栈橋、3.11の後ですけども、乗り上げちゃったんですね。浦安で津波がどれだけ来たのかということを知りたいのですが、1mは越してたんですね。それで猫実の水門のところ、聞くところによると2.1mあったと。そのとき、木更津ですか、あっちの方は2.8mあったと。横浜で1.6m、それで東京の築地に近い方、あの辺で1.6m。で、その前に実は市の防災の方、ここにもおられるかも知れませんが、東京湾の津波はせいぜい50cmと言われていた、という説明を私は受けてたんです。ところが地震が発生したら、何と浦安ですら1mを越えている。ところによっては2mという話もあると。これはもう、仙台の向こうの東日本の大震災で起きた津波で、回ってきて東京湾に入ってきてそのくらいの高さだと。これがね、伊豆大島の近辺で起こったらどうなるのか、意外とダイレクトに来やすいのではないかと。そうすると、今、防潮堤と言われたように平均水面が4mで東京、千葉、神奈川は設計されているらしいのですけれども、あの地震の時は干潮だったんです。最干潮で津波が来て、何とか我々は乗り越えなくて済んだんですけれども、これが満潮で、高潮で、最悪が重なって津波が来たら、4mなんて簡単に越えてしまうのではないかと、思って心配しています。その点ちょっと御意見を聞かせていただきたいなと思います。

岡安講師：いくつかポイントがあると思うのですが、まず東日本大震災のような津波が大島で起きるかということ、それは同じものは起きないというのが地震学者の見解です。というのは、地球の中の構造が、東日本大震災が起きた日本海溝の所と、駿河湾とか相模湾の構造と違うので、そこは起きないでしょう。ただし、同じような構造がある南海、東南海、あちは似たようなものが起きる可能性がある、というふうに考えていて、今まで起きた津波も含めて比較的大きめのもの、あるいは考えられる最大に近いものが現状では今お見せしたような計算結果になる、ということなので、大島で同じことが起こるということは、まあこれもたぶんということしか申し上げられないのですけれども、私は地震の方が専門ではないので何とも言えないのですけれども、起きないだろうというふうに考えると。それから、例えば高潮と一緒に来たらどうか、これは可能性はゼロではありません。ただ、それを10年に1回の高潮なのか、50年に1回の高潮なのか、どの高潮に設定するのかということと、50年に1回の高潮と100年に1回の津波が同時に来るといのが何年に1回あるのかと考えると、これは可能性は否定できませんが5000年に1回とか1万年に1回とかになるので、そこまで考えてしまうと、例えば隕石が起きてきたらとか、大噴火が起きたらとかそっちの方がまた今度は可能性が高い。災害にもいろんなタイプの災害がありますので、土砂崩れもありますし、それから今日は言わ

なかったんですけど、洪水のリスクがすごくこれは高いです。高潮も心配なんですけれども、東京湾の特に東京の東側、千葉県ではなくて。あそこは洪水のリスクが非常に高いので気を付けていただくと。台風でも雨の方ですね。利根川がずっと北の方にあるのですけれども、利根川の堤防が切れますと、東京の下町の方は水深5mくらいの浸水になる可能性があって、そこに100万とか200万とかいう方が住んでいるわけですが、逃げると言ってもどこに逃げるかということですかとか真剣に考えるとかなり厳しい状態なのですが、いろいろな災害が同時に起きるということはあります。特に地震と津波、これはペアで考えなければいけない。先ほど液状化の話がありましたけれども地震が起きると液状化があるので、堤防が倒れると。あるいはたわむということは非常に起きやすくなりますので、そこは少し具体的なことを考えていかなければいけないと思うのですけれども、大雑把にお話しすると、そこまでいろんなことが同時に起きる、高潮、津波、これが同時に起きるのはちょっとさすがに考えなくていいかなと。我々もそういう議論はしているのですけれども、ちょっと現実的ではない。

事務局：それではお時間の関係もありますので、ここで質問は終わらせていただきたいと思えます。岡安先生ありがとうございました。なお、岡安先生は第2部の意見交換会も参加していただけるという事ですので、もし質問がありましたらそちらの方でまたお願いします。それではここから休憩を挟みまして、3時15分から第2部の意見交換会を開始したいと思いますので、よろしく願いいたします。

3. 第二部 意見交換会

事務局：ただいまから、第2部意見交換会をはじめます。はじめに意見交換会でのお願い事項を申し上げます。司会役の進行に沿って、御発言をいただくようお願いいたします。なお、発言の際には、発言者御自身のお名前をおっしゃっていただくよう御協力をお願いいたします。また、できるだけ多くの方々に御発言いただけるよう要旨を簡潔にまとめて、お一人様3分以内でお願いいたします。発言の際には、担当がお席にマイクをお持ちしますので、会場の他の皆様によく聞こえるようマイクを口元に近づけてお話しください。発言にあたっては、三番瀬の再生という目的に沿って御発言をいただき、他の個人や団体を誹謗・中傷するような発言はお控えくださるようお願いいたします。なお、本意見交換会においては、発言や資料等は公開とさせていただいており、後日会議録等をホームページ等で公開いたしますので、御承知くださるようお願いいたします。それでは、意見交換会の司会進行は、半田環境生活部次長が行います。よろしく願いいたします。

半田次長：それでは、私の方で第2部の方の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。スタートが15分ぐらゐ遅れてゐますけれど、概ね90分程度を目途としてと考へておゐますので、よろしくお願ひします。

お手元の資料にもあると思ひますけれど、県からの報告事項ということで、塩浜2丁目200m区間の護岸整備方針の決定、干潟的環境形成検討事業、それから市川漁港の整備事業計画ということで、県の方から説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

河川整備課：河川整備課でございます。それでは、報告事項(1)塩浜2丁目200m区間の護岸整備方針の決定について、御報告をさせていただきます。お手元の資料の2の方を使用しまして御説明をさせていただきます。本日の報告事項といたしましては、塩浜2丁目200m区間の護岸整備方針を先の市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会、三番瀬専門家会議で御説明を行い、200m区間の護岸整備方針が決定したことについての御説明になります。

資料2の最初のページを御覧ください。全体位置図の緑色の丸で囲ってある場所でございますが、こちらが本日御報告をさせていただきます2丁目200m区間となります。場所はそれでございますして、裏面を見ていただけますか。こちらが前年度に開催された市川市主催の行徳臨海部まちづくり懇談会の資料を抜粋したものでございます。市川市所有地の土地利用計画について、変更案が提出された資料でございますして、平成26年3月に変更されたまちづくり基本計画も同様の変更内容となっております。護岸整備に関連する変更内容としましては、200m区間の背後に計画されていた自然環境学習の場については、これが撤回され代わりに賑わいの場として商業的な利用を図っていく計画となりました。なお、自然環境学習の場の用途につきましては、2丁目護岸の中央付近に位置する公園の周辺に海に親しめる場を設け、これまでの自然環境学習の場に代わるものとして位置付けていくと聞いておゐます。護岸検討方針といたしましては、200m区間の護岸整備については、背後地が商業地としての利用ということから、これまでの護岸の延長線上に従来の護岸を整備することを基本といたしまして、今後の事業を進める方針でございます。説明は以上でございます。

参加者：すみません。この護岸検討方針の日本語として、よくわからないので、もうちょっと詳しく教えて欲しいんですけど。

半田次長：では、一通り終わったら説明させますので、よろしいですか。

参加者：はい。

環境政策課：それでは、引き続きまして、千葉県 環境生活部 環境政策課 三番瀬再生推進班の井上です。私の方から干潟的環境形成検討事業について、皆様のお手元にあります資料3を用いて説明をさせていただきます。それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、今回の事業の目的についてから説明させていただきます。第3次事業計画におきましては、市川市塩浜2丁目の護岸の前における干潟的環境の形成について、三番瀬の再生における位置づけや役割を踏まえながら、これまで県が実施してきました様々な試験の成果を活用するとともに、波浪や波高などの自然条件、さまざまな制約条件等を整理しまして、その方向性をとりまとめるとともに、地元の市川市と事業の進め方や技術的な課題について協議し、検討していくことを位置づけています。そのうえで、干潟的環境の形成の実現が可能であるのか。また、実施する場合にはどのように実施するのか、こういうものを取りまとめを行うために、本検討事業を行うものでございます。

続きまして、事業の内容になりますけれども、事業の内容としては、干潟的環境の形成を検討するにあたって、具体的なイメージの絞り込みを行うために、過去から蓄積してきておりますデータを活用しまして、形状、安定性、環境への影響、整備費用、整備後の維持管理費用等を評価しました複数案を作成して比較するものでございます。

また、当該事業につきましては、干潟的な環境を形成するにあたりまして、机上、いわゆる机の上で検討するものでありまして、すぐに事業を実施するというものではございません。本事業の報告書を取りまとめました後に、整備事業を実施するかどうかについて、市川市と協議を行うための検討材料であるというような事業でございます。

本事業の実施におきましては、二つの前提条件がございますので、これを明確にさせていただきます。今回の検討においては、必ず満たす必要がある点としましては、一つは干潟であるということ。いわゆるビーチではなく、干潟としての機能を有する場であること。もう一つは、人と三番瀬が触れ合える場を創出すること。この2つの点を充足することが満たされなければならない条件として、本検討事業を行うものとしております。

また、第3次事業計画で位置付けております市川市塩浜2丁目の階段護岸の前に、皆さんのお手元にある資料にも写真をつけさせていただいておりますけれども、市川市塩浜2丁目の階段護岸が作られているところなのですが、このような写真の前の部分に干潟的な環境を作るということを検討するものでございます。また、皆さんのお手元の方の資料に図面があるのですが、公園予定地と書いてあるところ、その前が、斜線が引いてあってこれが階段式の護岸になっておりまして、その前にあ

るおよそ100m×50mの小さな四角になっておりますけれども、その四角のところを対象として検討事業を行っているというものでございます。今回の検討につきましては、この階段式護岸の前に干潟としての機能を有して、人と三番瀬が触れ合える場を創出することを検討するものです。

現段階におきましては、具体的に、3案を検討しておりまして、先日開催されました三番瀬専門家会議でも委員の方から多くの意見を頂戴しました。この3案をベースにさらに複数案を検討していくものでございます。

また、この検討結果につきましては、その報告書に取りまとめ、今後、事業実施の有無を含めて、市川市と協議していくものでございます。

以上でございます。

漁港課：千葉県漁港課の江澤です。三番目の市川漁港整備事業計画についてですが、市川漁港につきましては、狭あいでの老朽化も進んでいることから、埋立計画の中止を受けて、市川市では漁港の改修計画の検討を進めてきました。検討にあたっては、市が開催する市川市行徳臨海部まちづくり懇談会において検討を進め、計画案がまとまったことから、9月の三番瀬専門家会議において御報告をいたしました。計画の概要につきましては、漁港管理者であります市川市から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

市川市：市川市行徳支所の臨海整備課の小川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。お配りしましたお手元の資料4に沿って御説明をさせていただきます。なお、資料は2枚ございまして、2枚目に市川漁港全体計画図として、第Ⅰ期計画平面図もございまして、そちらの方も御覧いただきながら聞いていただければと思います。それでは御報告させていただきます。

市川漁港整備事業計画についてでございます。まず、計画の概要であります、その目的といたしましては、市川漁港は市川Ⅱ期埋立計画を前提といたしまして整備されておりましたことから、非常に狭あいでの十分な漁港施設用地もなく、漁業活動に支障をきたしている状況にあります。さらに昭和46年の完成から約40年余りが経過いたしまして、外郭施設などの老朽化が著しい。このような状況から、こういった外郭施設、あるいは係留施設、そして輸送施設、こういったものを整備し、安全性の確保や漁業活動の効率化による生産コスト、こういったものの縮減を図って参りたい、このようなことから計画を進めるものでございます。

そして整備内容であります、本事業は漁業活動が営まれている区域内での工事となりまして、海難防止対策等の施工条件等が、海上保安庁より指導されますことから、工事期間が長期と、こういった見込みの中で、このため事業期間をⅠ期、そしてⅡ期に分けて実施する計画としております。図面の下段を御覧いただきました

と思うのですが、第Ⅰ期事業の整備位置は、現市川漁港区域内で、漁港の西側から東西方向へ約207m、そして南北方向に約126m拡大する、こういった整備の計画となっております。なお、第Ⅱ期事業計画につきましては、事業基本計画案作成時に改めて検討していくというように考えております。

第Ⅰ期の計画でございますが、係留漁船数は88隻、そして、防波堤が約366m、係留施設が約395m、駐車場も設置いたしまして、約290m²を整備する予定となっております。整備費用につきましては、約18億円を予定してございます。

次に環境に与える影響でございます。本事業は千葉県環境影響評価条例の対象事業ではございませんが、環境への配慮が求められておりますことから、環境影響評価を行ってございます。

環境の現況でございますが、「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」等を参考にいたしまして、それぞれの選定項目について確認をいたしました。その項目であります、水質、大気質、底質、流況、騒音、振動、地形、地質等でございます。

そして、構造物が与える影響についてであります、市川漁港は、三番瀬の中にあり、整備にあたって地盤改良を伴わず、海流への影響が少ない構造形式による設計を行い、環境負荷低減を図って参ります。その施設といたしましては、防波堤、物揚場、そして駐車場でございます。

続きまして工事中の影響についてでございます。市川漁港は三番瀬の中にありまして、水質を汚濁しないために地盤改良を伴わず、ノリ漁期、これはつまり養殖時期、9月から4月頃を想定しておりますが、この期間の海上工事を実施しない工期、つまり海上での工事期間は5月から8月の間を予定しておりますが、この工期設定が可能で、海流への影響の少ない構造形式による設計を行いまして、環境負荷低減を図って参ります。

モニタリングの予定でございますが、モニタリングにつきましては、千葉県が実施しております塩浜1丁目地区の海岸再生事業、塩浜2丁目地区の護岸改修事業を参考にいたしながら、工事開始前・工事中・工事完了後の各段階で年1回から2回程度のモニタリングを実施する。こんな予定でございます。モニタリングの項目につきましては、地形、地質、生物、水質に関する項目を中心にいたしまして、県事業を参考に検討していく予定でございます。

以上が、市川漁港整備事業計画についての御報告とさせていただきます。

半田次長：今、3点、県それから市の方から報告がありました。これから今の報告の内容、あるいはそれ以外についても結構ですけれど、御自由に発言いただこうかと思いません。それから冒頭に申し上げましたけれど、なるべく挙手された方皆さんに御発言

いただきたいので、最初に氏名をおっしゃっていただいて、なるべく簡潔に、できれば3分以内ということをお願いしたいと思います。それから、県の皆さんの方にも、これだけ皆さん多くの方がいらっしゃって真面目に御意見あるいは御質問をいただきますので、真摯な態度で丁寧に回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、先ほどの御発言のある方ということで、最初に資料の2のところだったと思いますけれど、それではお願いします。

参加者：市川市から来ました渡辺と申します。今、説明を受けたので2つになってしまったんだけど、簡単にお願いします。

まず、護岸の検討方針ということでいろいろ書かれているのですが、ちょっと私に理解しづらいのは、前段の当該図ですけれど、商業地として利用することになったと、これは分かるのですが、これまでの護岸の延長線上に従来の護岸を整備する、これまでの護岸というのは、どういったものを想定しているのか。その延長線上というのは、水平方向というか護岸の海岸線上の延長により従来のをやらうとしているのか。それとも、論理的な延長線上なのか、物理的に延長線上なのか全然わかりませんね、これだと。従来の護岸を整備するというだけでも、全く日本語としてわからない文章になっていると思うんですよ。もうちょっとこれ、ちょっと細かいことになってしまうのですが、QA方式で、長いとわからないので、簡単に説明してください。

これまでの護岸っていうのは、今現在あるシートパイルで設えただけの護岸ということでしょうか。

河川整備課：今までの護岸というのは、900m区間で整備をしておりました。この一枚目の図面でございますと、平成25年度までに改修完了というふうに書いてあります。配付資料の下に断面図があるのですが、H鋼を打ち込んでその上に天然石を設置したと、このような構造を示しております。

参加者：ということは、これは、まだ出来ていないということをおっしゃっているんですね。これまでの護岸ではなくて。

河川整備課：はい。今日御説明したところは、まだ、直立壁ということで、なにも護岸改修がされていない状況でございます、その護岸改修を下の図のような構造で整備をして参りますということでございます。

参加者：はい。わかりました。延長上というのは、物理的なものなのか、論理的なものな

のか、どっちなんですか。

河川整備課：はい。すみません。私の表現が悪くて申し訳ございません。こちらの方は、今までのというのは、この一枚目の図面のここを直線でつなぐということでございまして、そもそもこの議論が出ていたのが、湾曲案と直線案、2案が検討されていたということなんですけれども、この中で、直線案で護岸整備を進めていきますというような意味でございます。

参加者：まだ、よくわからないんだけど……。もうちょっとこれ、わかりやすく書いて欲しいと思います。

それともう一つ、港湾整備のことの質問で申し訳ないのですが、漁業区域の整備ということで地図が出て、水面上の位置の変更とか、こういう形に変わるんだというのはわかるんですけども、水の中といいますか、いわゆるそっちの方の図面というのは一切出てなくて、今、大体類推できるのが水色で出てくる航路って、東西に出てくる水色の幅が市川航路の方に伸びているということだけ分かるんですけど、水面下については、全然、手をつけない。これ以外に手をつけないということでもよろしいですか。市川漁港全体計画という中で、手をつけるということはないと解釈してよろしいですか。

半田次長：答えられますか。

市川市：市川市の浅尾と申します。こちらの計画図、図面を見て、今、おっしゃっていただいたんですけど、黄色く塗ってあるところが、防波堤を予定しているところでございます。防波堤は先ほど説明もしましたけれども、杭を打って、その上に板を張って波を止めるタイプの防波堤を考えています。それと、構造について図面が何もついていないということでしたけれども、この構造についてはこの後いろいろ、まだもう一回細かい設計がありますし、水産庁の方、いろいろな許可等、協議もありますので、最終的に決まっていないということもあまして、今日、図面はつけていない状況でございます。

参加者：そういうことは、これから水の下がどう手を着けられるかはわかりませんよと、そういうことなんですか。見える水上のイメージというのは、図面に書いてあるので、こういう形になるんだなっていうのは想像がつくんですよ。だけど、三番瀬って言われている海域というのは、水の下もいろいろあるわけだし、そこについて、どうなるのかっていうのがこの図面ではわからないっていうことなんですよ。

市川市：はい。申し訳ございません。そういうことについて、今日、まだはっきり決まっていない部分がありますので、図面をつけていないという状況でございます。

半田次長：渡辺さん、よろしいですか。

参加者：はい。

半田次長：今、資料についてちょっとわかりづらいというのがあったと思いますので、その辺はこれから気をつけないといけないと思います。それから、この三番瀬の海のことについては、まだこれからということで、了解いただければと思います。それでは、その他の御意見、それではこちらの方。お名前の方からよろしく願います。

参加者：習志野市に住んでいる中山と申します。資料3の干潟的環境形成検討事業について意見を述べさせていただきます。この事業は人工干潟の造成を机の上で検討するというものです。おそらく県は、人工干潟は三番瀬の環境にとって有用だとか、成功するというような結論を出したいのではないのでしょうか。私はそれを危惧しています。三番瀬の浅場を潰して人工干潟を作るということは、税金の無駄遣いです。環境破壊にもつながります。ですから、人工干潟の造成はやめてほしいと思います。かつて名古屋市は藤前干潟で人工干潟を造成するという計画を打ち出しました。この計画に対し、環境省は人工干潟は非常識という公式見解を示しました。そして、人工干潟計画にストップをかけました。その時、環境省はこんな見解を発表しました。「生物の豊かな干潟は、干潟単独で成立維持されるものではなく、周辺の浅場と密接な関係を持ちながら全体として生態系を維持している。従って周辺の浅場を改変することは、干潟の改変と同様に深刻な影響を与え、こういうことは厳に慎む必要がある。」そういう見解でした。これは千葉県が三番瀬海域で目指している人工干潟造成にそのまま当てはまります。天然の浅場や干潟を潰して、人工干潟を作るとは非常識、この考え方は、法律にも取り入れられています。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律です。この法律では、鳥獣保護の特別保護地区に指定されると人工干潟の造成も規制されます。水面の埋立または干拓に該当するからです。これが我が国の自然保護政策です。県はそういう国の自然保護政策に違反することをやろうとしています。日本だけではありません。欧米では天然の干潟や浅瀬を潰して人工干潟を作るとは埋立と同じと見なし、厳しく規制しています。それはラムサール条約の湿地復元の原則とガイドラインに反映されていて、この中では現存する湿地の保全維持の優先を柱に掲げています。先日、入江三番瀬担当課長さんは、人工干潟造成検討で参考をしているところとして、横浜港湾の潮彩の渚、そして大阪湾の友海（ゆかい）ビーチを挙げました。しかし、この二つは既に埋め立てられた場所で人工砂浜を造成したのです。現存する干潟

や浅場を潰して、人工砂浜を作ったものではありません。それらを参考にするのなら、三番瀬の既に埋められた場所で、人工干潟の造成を検討してください。重要なのは人工干潟の成功例はないということです。

そういうことから・・・最後に一点だけ。明石海岸というところで事故が起きて一人亡くなりました。国交省と明石市の職員に有罪が確定しました。そういう問題があるので是非そういうことも考えて欲しいということです。以上です。

半田次長：はい。今の中山様からの内容は、資料3のところ干潟化の話で、例えば、海外の方でもこういったものは規制しているという話であるとか、それから藤前干潟のことが出ましたけれども環境省の方でも政策的にはこういったものは認めていない、こういったものは税金の無駄遣いであるし是非やめてもらいたい、明石海岸なども参考にとお話の中でも出ましたけれど。これにつきまして、県の方で。

環境政策課：環境政策課で三番瀬を担当しております入江と申します。先程資料3の方で御説明しましたように、もともと干潟の形成につきましては、昔、円卓会議の時から、三番瀬に干潟を形成していくことは三番瀬の環境を良くすることであろうという、想定がございまして、それに基づいて基本計画ができて進めてきているものでございます。先ほど説明しましたように、この事業はまだ検討事業なのですけれども、干潟の再生というのは、あくまでも三番瀬の環境を良くすると、それを作ることによって良くなるであろうという前提で検討をしておりますので、先程、いろんな失敗というようなお話もありましたけれど、例えば、それをやっても三番瀬の環境に良くないというような結論が出れば、それはそれとして真摯に受け止めるべきものであらうと思っております。環境省の方からの藤前干潟の話もありましたけれど、例えば藤前干潟の場合は、自然干潟を潰して人工干潟を作っても自然干潟ほどの効果がある人工干潟はできないという意味で言われているものではないかと思っております。我々としては、今回の検討にあたりましては、様々な意見、いろんな意見、科学的な意見を頂戴したいと思っておりますので、環境省にこういう案についてどう考えるか、あるいは他の団体でもそういった知見をお持ちのところに、是非伺って、できるだけ確度の高い検討をしていきたいというふうに考えています。

半田次長：はい。今、県から回答がありましたけれど、この話は今までもミーティングでもそれ以外でもいろいろ御意見をいただいているところで、一回でなかなか進む話ではないかと思っておりますけれど、中山さんの方では、その辺、よろしいですか。

はい。では、一番後ろの方。

参加者：浦安市の後藤です。過去3回のミーティングで、浦安市の三番瀬の護岸について、

安全なのかどうかという質問をさせていただきましたし、前回は、すぐにでもボーリング調査をして安全性を計算してくれというお願いをいたしました。それに特に浦安の場合は、先程も出ましたけど、住宅が近くに張り付いております。それで僕は、市川の護岸検討委員会でもブレインとして参加しましたが、浦安の方は安全性を含めて、入船、日の出海岸護岸と入船側の護岸について、もし調査をきちんとやって計算されているんだったら、それをやっているのかどうか。それから新基準に対してきちっと合っているのかどうか。その検証がなされているのかどうか。それと、もしその計算をされているのであれば、その資料を出していただきたい。以上です。

半田次長：はい。今後藤様から頂いたのは、確か前回もお話があった件ですよ。浦安の護岸の方の関係で、基礎とかいろんな話ですよ。この件について、これまでも話をしてきたけども、新基準の適合性だとかそういったことはどうなっているかというようなことで、トータルなお話でよろしいでしょうか。

参加者：それにボーリング調査を前回お願いしていますので・・・。

半田次長：ボーリング調査についてと。では、これについて回答をお願いします。

河川整備課：河川整備課の吉田と申します。よろしく申し上げます。今の御質問の中で、日の出海岸ということで、ここにつきましては昭和52年から53年にかけて護岸の築造がなされまして、この時の基準が昭和47年の海岸保全施設構造基準ということで造られております。県の方としまして、昨年、この場で「していない」というような回答があったかと思われませんが、これはボーリング等はしておりませんが、浦安市さんが行った地質データを基に、平成16年に海岸保全施設の検証を行っております。その結果、常時の円弧滑り等に対しまして安全率を満足しておりまして、地震時においても円弧滑り、液状化等には安定しているという結果になっております。

半田次長：はい。今の答えだと、ボーリングはしていないけれども浦安市で行った方法で検証した結果、という話であったのですけれども、どうでしょう。

参加者：その構造計算やったデータというのは、僕の方はいただいているのですが、それは公表されていますか。

半田次長：どうでしょう。資料公表について。

河川整備課：資料の方は、公表されてはおりません。

半田次長：よろしいですか。ではあと一回だけお願いします。

参加者：先程の護岸の問題について、浦安市民の方からも出たのですが、これは非常に重要な問題ですので、データを公表していないこと自体がおかしいんじゃないかと思います。構造計算をしたならしたで、きちっと公表していただきたいと思います。

半田次長：はい。御意見いただきました。はい。それでは他に。では、こちらの真ん中の方。

参加者：浦安の笹野です。私どもの矢崎県会議員が、6月議会で護岸に関する質問をしてくれました。で、県から回答がありました。この回答書はなんですかこれ。これは前回も指摘しました。宛先も無し、発信元も無し。なんか、これで安全ですかこれ。え？ここに4万人の人が住んでるんですよ。既存不適格、それでまた分譲しようとしている。それを全部今度浦安市に移管になるわけでしょ。ちゃんと答えて下さい。

半田次長：答弁の方の関係は大丈夫ですね。どんな答弁が出たかというのははっきりしていると。

河川整備課：はい。6月の県議会におきまして、矢崎議員の方から「この護岸は安全か？」という御質問がございまして、県土整備部としましては先程も申しましたように、平成16年に改定された基準に照査しました結果、安全という結果を御報告させていただいております。あと一つ、分譲の件に関しましては、分譲先と申しますか、こちらは護岸の方の關係に携わっておりますので、笹野さんの言いたい分譲等は、たぶんURさん側の話になると思いますので、その辺の答弁は控えさせていただきます。

半田次長：はい、今県の方からそういう回答があったんですけども。

参加者：URじゃないです。

半田次長：事實關係が違ふということですか。

参加者：企業庁です。宛先が書いてないんです。資料を出した人がいないんです。知ってますかこれ。これは矢崎県議会議員が質問した回答書に宛先も無し、それで理論も何も無し、これが正式な回答ですかこれ。こんな自然を破壊する前に浦安の護岸をちゃんと予算を立てて考えてくださいよ。まさしく崩壊しているんだから。

半田次長：はい。今、強い御要望をいただいたんですが、一つの要望ということで何か。

河川整備課：笹野さんがお持ちになられてるのは、東護岸の標準断面図というタイトルのものをございましょうか。

参加者：だから、ここにサインがないんだよ。ここにあなたの名前サインしてよ。ここに宛先を書いてください。

半田次長：それであれば、今ということではなくて、またきちっとしたところでお願いします。ちょっとすみません。御意見はわかりましたので、また違う席でわかりました。

参加者：ここに4万人住んでんですよ。何でだ、これだけの人間がいて。

半田次長：はい、わかりました。笹野様のことは、河川整備の方で、このことは御相談していただくしかないと思うので。

河川整備課：後ほど相談させていただきます。

半田次長：はい、どうぞ。順番にいきますので。

参加者：習志野市の牛野と申します。人工干潟についてですけれども、市川市塩浜1丁目地先には養貝場があります。それで、この人工干潟は市川市行徳漁協と南行徳漁協が造成したもので、「この養貝場は失敗に終わった」と、県企業庁が信漁連を相手取った裁判で、両漁協の役員が証言しています。人工干潟造成を検討するのならば、この養貝場を検討してほしいと思います。潮の満ち引きによって、干出を繰り返すというのが干潟であると言うのなら、この養貝場は立派に人工干潟です。ここは漁業権区域ですけれども調べるだけでしたら、漁業活動に支障をきたさないの、是非検証してほしいと思います。以上です。

半田次長 今の牛野様の御意見は、塩浜2丁目の所でそういうことをやるんだったら、1丁目の養貝場を使ってちゃんと検証しろと、そういうようなことでよろしいですね。はい、これにつきましてはどうでしょう。

入江担当課長：環境政策課です。今回検討しておりますのは、この塩浜2丁目護岸の階段護岸の前に、先程御説明しましたように、干潟的環境を造ることで、環境の再生を図っていきたいということが1点、それから人々が海に親しめる場、三番瀬の良さを感じられる場を造ることが1点、この2つのことを目的としておりますので、干潟をつくったらそれがどうなるかを検証しようということではない、そういう目的ではないということです。

半田次長：はい、今言っているのは、養貝場のところでどうのこうのという話ではなくて、2丁目につくったらどうなるということを検証していくんだとそういう話だと思いますけれども。はいどうぞ。

参加者：もうすでに、養貝場では失敗したと言われているんですね。それをまたやるんですかということが1点。それから、人と自然と触れ合えるということでしたら、この養貝場も立派な人工干潟ですから、人と自然が触れ合えるようにしていただきたい。そう思います。ですけれども、ここは漁業権があるから、ということですが、検証する位はなんでできないんですか。

半田次長：はい。この1丁目の所で、検証するくらいはできるだろうということと、1丁目の所はもう失敗していると言っているのではないかということですね。それでもどうして2丁目でやるのか、ということでもよろしいでしょうか。

参加者：はい。

入江担当課長：環境政策課です。まず1点目のその失敗というのは、潮干狩り場としてはうまくいかなかったということであって、今回我々検討しているのは、潮干狩り場を造ろうとしているのではございませんので、その失敗のことを言われてもちょっと話が別のことなのかなと思います。もう一つは、例えば養貝場のところが地盤が高くなっているんで、そこの生物が他の深くなっているところに比べてどうなのかと。生物量が地盤が高くなっている事で、より多くいるのかどうかとか、そういったデータについては今回の検討に活用していきたいと考えております。

半田次長：おそらく県としては今の回答しか出てこないんだろうと思いますが、何か最後に一言ありますか。よろしいですか。御要望、強い意見としてけっこうです。

参加者：是非検証してほしいと思います。

半田次長：はい。では是非検証してくれということ。はい、白いワイシャツの方。

参加者：市川の及川です。まず、干潟的環境云々というの、市川市民として海に触りたいと、そういう意見はアンケートで非常に多いです。それがまず1点。それから、もう一つは、塩浜2丁目の周りは、石を積んであるところに、フジツボ、カキ等が付きやすいので、もし砂等が付いてないと、子供たちは必ず下りますからね、その場合にケガをしないようにするためにも、砂付けは必要だと思っております。もう一つ漁港の問題ですけど、私も漁民ですけど、うちの方の漁港は暫定漁港であって40年も経っていると説明がありましたよね。一番困るのは、底引きの船が、風が吹いて沖から帰ってきますよね。潮が引いてると漁港の中に入れないわけですよ。漁港が目前にあって、漁港の中へ避難できない、そういうおかしな漁港が現在です。漁港の中を掘ればいいんじゃないかとおっしゃるでしょうけど、これ以上深くすると、前の波よけが倒れてしまうので掘ることもできない。もうどうしようもないんですね。だから、漁港については早急に着工していただきたい。以上です。

半田次長：今の第1点目については、2丁目、今県の方で考えているけれども、市民の方としては、賛成というか、海の色々なものに触りたいという意見もありますよとか、フジツボとかカキとか色々あって砂付け場も必要だという意見もありますよという御意見だと思います。それから、漁港の方についても、今の市川漁港の所ではこれ以上深くもできないし、不十分なので何とかしてもらいたいという要望というふうに受けさせていただきます。よろしく申し上げます。他にいかがでしょう。

参加者：隣の市川市の行徳野鳥観察舎近くの福栄というところに住んでおります谷藤です。1点は護岸の問題ですけども、自然環境学習の場を止めるので直立のまっすぐの護岸として延長しますよというお話ですけども、やっぱり三番瀬の豊かな環境を全国にアピールする、国際的にも注目されているところですので、自然環境学習施設をまるつきりこれを千葉県がやる意思は無いということ

でおそらくこういうことになったのかと思いますけれども、何としてもこれを造っていただきたいというふうに思います。豊かな環境、この場所をアピールすることが、この地元市川にとっても、大変色々な意味でメリットのあることだと思いますので、是非何らかの形でこれを造っていただきたい、ということです。

それから2つ目の、資料3の干潟的環境形成検討事業についてもたくさん御意見がありましたけれども、私もこれが人工干潟ということで、広大な干潟を造るという方向性が検討されているということですが、これについては、やはり反対です。1つはやはり多額の税金が注がれる。千葉県はかねてから、福祉予算あるいは教育予算が全国最低レベルだということを私は本当にこれは残念で仕方がないんですけれども、やはり不要不急のこうした開発計画、多額の税金を造成だけでも使い、それから管理でも長年延々と使うことになるようなこういう多額の税金を注ぎ込む計画、開発。これが反対の理由の1つです。

2つ目の理由は、やはりこの豊かな環境、生態系ですね。三番瀬と言えましょうブランドですけれども、湿地保全の国際条約であるラムサール条約登録の要件を満たしているというのは、船橋側、そして猫実川河口域、塩浜1丁目2丁目前面、それぞれの砂の、砂質の多様性ですね、そこから生物の多様性がはぐくまれているというふうに私も思っておりますので、この豊かな環境をやはり何としてもこれは損なうようなことがあってはならないと。今ある環境でも十分にラムサール条約登録要件を満たしているということで、これまでの三番瀬の負荷、与えてきた負荷の歴史を繰り返すべきではないということです。

そして3番目に、やはりこの地域に、塩浜駅前に12haもの区画整理事業、開発が賑わいのまちづくりということで計画されていますけれども、なかなか地権者の合意が得られていません。やはりここは液状化の心配、コンビナート火災などの心配、様々な心配があって、進んでいないんだろーと思います。こういうところに人を呼び込むという計画と、賑わいの街に即して三番瀬に、人工干潟に出ていくという一体の計画で市川市は千葉県に働き掛けていると思いますが、やはりこうした形での、三番瀬に犠牲を強いるという形では、進めるべきではないということです。

そして最後に、自然に親しむということが1つ大きな目的でありますよということが、先程お話しされましたけれども、やはり地元に住んでおまして、江戸川の放水路ですね、護岸も河口域も素晴らしい自然が今ありますし、行徳近郊緑地もやはり豊かな自然があります。そして、東浜にアクセスを考えればここも豊かな自然がありますので、もっともっと今ある豊かな自然をアピールすることが出来れば、わざわざ人工的に造る必要は無いというふうに思います。以上、人工干潟に対する反対意見です。

半田次長：はい、ありがとうございます。2点あったと思います。1点目は、学習の場ですね、自然学習の場、今、2丁目の一番西側の所に、図があったんですけども、これを止めるということはよろしくない。直線護岸にするのはいかがなものかと。要は、引き続き造ってもらいたいということだと。2点目は、先ほど中山様がおっしゃったことですね。4点ほど理由はいただいたんですけども、2点目は強い要望としてお受け止めいたします。1点目の自然環境学習の場については何か。

入江担当課長：事実についての確認をさせていただきたいんですが、自然環境学習の場の計画というのは、県の計画ではなくて、市川市さんの計画でございまして、市川市さんの方で、まちづくりの事を総合的に考えまして、今回この場所に自然環境学習の場を造るのを止められたということございまして、県が止めたということではございません。

半田次長：主体が違うので、ちょっと難しい問題があるのですが、そういう回答になります。何かありますか。はい。じゃあ1点だけということ。

参加者：私も議会でこの問題を質問しまして、千葉県と市川市のそもそもの一致点がなかったということが分かったんですけども、経過がどうあったとしても、ここに造るべきだと思っているということです。それに対しては、千葉県と市川市がしっかりと合意形成をして、せつかくこの三番瀬と言う名前がもう既にブランドになっていると思いますので、これをアピールしないことはない、した方がいいと思いますので、その点について是非そういう方向で、市川市と千葉県が協議していただきたいということです。

半田次長：はい。わかりました。自然環境学習の場について、県と市でよく相談して、ちゃんという方法で決めてもらいたいという要望ということで。はい、こちらの列の茶色のブレザーの方。

参加者：松戸市から来ました加藤と申します。先程、県から御説明がありました干潟的環境形成検討事業に関連して意見を述べさせていただきます。先程の御説明では、塩浜2丁目の護岸の前で人工干潟の試験をするということですが、この試験には反対です。市川塩浜海域の三番瀬に人工干潟を造成するということにも反対いたします。その理由は、市川塩浜海域は特に猫実川河口域を中心に、泥質、泥干潟が広がってですね、泥の中にはゴカイなどの底生生物が密度濃く生息し、動植物に恵まれ、それらを餌とする鳥や魚がたくさん生息しています。魚の中には、ここで幼卵期を

過ごし、稚魚から育つものも多くいます。従って、魚類の資源保持にも大きな役割を果たしていると思います。県が実施した調査によれば、鳥類、魚類、底生生物、動植物プランクトンなど、合計647種もの生物が確認されており、正に生物多様性が豊かな干潟・浅海域です。ここに人工干潟を造成すれば、現在ここに生息する多くの生き物が死滅します。人工干潟は生物の種類、数ともに極端に少なくなる環境です。また、人工干潟は、全国見渡しても成功した例はありません。千葉市の幕張海岸の人工海浜も砂の流出が続き、補給が間に合わず放置されて、現在は危険な状況になっています。従って、市川塩浜海岸三番瀬で、人工海浜の造成には反対します。以上です。

半田次長：はい。ありがとうございました。松戸市の加藤さんの方から、生物多様性の話、それからこれまで成功した例は無いんじゃないかということで、干潟化については反対だと。これまで、何名かの方から御意見として、強い、やっぱり今のような、お話がかなり多いかなと思います。他に。

参加者：入船の菅です。今回ミーティングに初めて参加したので、過去のミーティングのいきさつはよく分かりません。ただ、直感的にですね、干潟的という表現されているんですけども、干潟と言うからには、干潮時に砂地が露出してくるという状態のことを干潟と言うと思うんですね。確かに震災前は、私毎日海を見てますからね、そういう干潟的状态であったことは確かなんです。引きますと砂地が見えてくる。ところが震災後は先程も申し上げたように、海面が60cmから70cm上がっちゃったんですね。だから現在では干潟状態ではないです。だから干潟と言うことは間違いです、はっきり言って。それを皆さん干潟干潟って言ってるって。あとは人工で埋め立てて砂を全体的に埋め立てて、海底を上げて、それで干潮時にそれが露出するという状態にするということを言ってることになっちゃうんですね。それはもう膨大な作業になると思うんですね。一部の護岸だけの問題では無いです、それは。それが私不思議でしょうがなかったんですね。干潟って何だろうと。現在は干潟じゃないってことを頭に入れて考えていただきたいと思うんですね。これは、間違えたもとの、皆さん議論している形ですから。それは注意しておかなければいけないなと思っています。

半田次長：よろしいですか。今までには無かったお話かと思いますがけれども、だいぶ海底が変わっちゃっているという。はい、ではどうでしょう。

入江担当課長：環境政策課です。今まさにおっしゃったように、干潟というのは潮間帯にあります、潮が引けば出る。潮が満ちれば海面下になるという場所でございます。

規模的には先程申しましたように、100m×50mという規模ですね、そういう場所を造ってはどうかと、それによってどんな再生の効果が表れるかということを検討しているということでございます。干潟ということは、そのままのおりでございます。

参加者：では人工干潟ということで議論しているんですか。自然干潟じゃないですね。はい、では一部ということですね。

半田次長：はい、全体をこうするというのではなくて、今こちらの方で資料で説明したのは、2丁目の海岸の前に100m×50mで造ったらどうなるかということをやっていると、そういう話です。

参加者：恐らくそれは失敗すると思いますね。そんなバカみたいな計画立てて、結局、砂をやったってみんな持って行かれますよ、干潮満潮時に。やっぱり全体的に影響する位な形にしないと成功するはずがないです、これは。

半田次長：はい。わかりました。今、非常に強い御意見をいただきました。では、こちらの列のグレーのブレザーの方。

参加者：浦安の織内と申します。私も十数年ですね、三番瀬の環境保全というかこういう会議には出させていただいておるんですけども、またあいつが立てば当然ラムサール条約って言うだろうということなんですけれども、まさにそのとおりですね。今回は新しく第3次で作られましたね、この三番瀬、県の。今日配付されました。前回は前回も専門家会議で配付になったんで良く見たんですけども、実はこの事業は5年計画ですね、円卓会議の後から再生計画という会議をやってきて、堂本知事以来ですね、十数年になってるわけです。第1次の5年計画が終わり、第2次が前年度、今年の3月で終わってるわけですね。それで、今回第3次、後3年と。それでそれ以降はこういう形ではやらないという方針が出ているわけなんですけれども、いずれにしてもこの項目が書いて残っているわけですね、第3次でも。その中で、全く手が付いていないのは、たまたま赤字で書いてありますけれども、後ろから3枚目の、第10節ですね。「再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」、これはずっとやってくる訳です。8年間、事業としてですね。でこれに更に3年やろうというんですけども、例えば人工干潟は今回予算をとって検討すると。予算を取ってますね。ラムサールは予算も何も取る必要は無いとは思ってますけれども、色々な反対意見を事例を挙げたりして、環境省の調査結果なんかももらったりしてですね、そういうことでやっぱり促進すべきだと。促進するとあるん

ですけれども、現在まで進んだ話は一回も来ておりません。条例についても、ラムサール条約についてもですね。ラムサール条約は谷津干潟は既に登録して20年経ってるわけですね。あれだけ立派なものがいろいろ問題があっても出来て維持されていると。三番瀬はその何十倍もある大きさの規模ですね。今の時代、正に望まれている、400年も漁業を江戸時代からやっている江戸前の日本食のルーツですね、そういうところを放っておいていいんでしょうかと。どんどん人工干潟やるとかいろんなことをやって傷んでいくわけですよ。まず保全の対策をしないで、なぜ再生と言えるかと。まず保全、という事で、やっぱり一番手軽にはラムサール条約、国際的なブランドにもなりますので。前回のこの資料には、実は三番瀬のブランド化というのが全体の目標になってたんですね。今回それが除けてますけれども、三番瀬というブランドにラムサール条約登録地と言うブランドが入れば、オリンピックまでに登録すれば、素晴らしい自然が、東京湾のこんなところにあると、オリンピックやったすぐ横にあると。浦安にはディズニーランドがありますけれども、その横にさらにくっついてですね、これだけ大きい自然が、今日も御覧になった方がいたかと思えますけれども、あの鳥見て下さい。真っ黒ですね。今日はたぶん4〜5万羽、2丁目から浦安の入船、日の出にかけて出てます。ということでですね、予算をとって是非来年は、今から取ってですね、人工干潟と同様にまたはそれ以上に、促進を大いにしていただきたいんです。外国の事例の調査、国内の調査、もうどんどんやることがあると思うんですね。それこそ調査して、登録して。自治体の説得もあるでしょう。4市が絡んでますしね。漁業組合の方もあっていいでしょう。ということでよろしくをお願いします。これは要望です、たびたび言いますが、実は私、個人的なことですけどラムサールに行ったことあるんです、昔。ということで、ラムサールに特に憧れておりましたね。カスピ海のあのきれいなところ。以上です。よろしくをお願いします。

半田次長：ありがとうございます。今までずっと長い間、十何年もラムサール条約については何も進んでいない、確かにそのとおりですね。是非予算を付けて、促進を図っていきたい。ブランドがあればオリンピックで千葉県の名前が売れると、そういう御意見だと思いますね。他に、こちらの列の一番後ろの縦縞のワイシャツの方。

参加者：江戸川区から来ました今関と申します。干潟的環境形成について発言いたします。三番瀬における干潟の劣化の事についてですね、今日のパンフレットの4ページ、左の一番上、第1節干潟・浅海域のところ、三番瀬は埋立てにより、後背湿地の消失や干潟の減少等により、自然環境の単調化が進んでおり、また人と海とのふれあいも限られたものになっています、というふうに説明されております。そもそも千葉県が進めてきた埋め立てによる土地造成により、こういう劣化の現象が起きて

いるわけです。三番瀬の再生事業が必要になったということにつきましては千葉県は深く反省すべきだと思います。今年度の事業については机上検討という事でありますけれども、次の点で中止すべきだというふうに考えます。地球上の湿地が減少しているという危機的な状況に対して、世界の方向はラムサール条約の湿地復元の原則とガイドライン、これでは現存する湿地の保全維持が最も優先すべきものだというふうに言っております。また、生物多様性条約締約国会議におきまして、愛知のターゲットでは、海域を10%にするという目標を目指しております。このことから、今、干潟を埋め立てではなく、既存の埋め立て地を削減し、海域を増やさなければならないという方向にあるわけです。このようなときに、海域に土砂を流入し、人工干潟を造成するという事は、2つの条約に加入しております日本としても、もはや許されないものであるというふうに思います。三番瀬の再生事業は順応的管理の手法で進められることになっております。この手法では、自然を相手とする事業は、未来予測は不可能でありますところから、継続的なモニタリング評価検証によって進められなければならないというふうになっております。この手法から見て、前年度事業の結果は順応的管理によりまして、失敗だったというものでありますから、同様な事業は中止すべきであります。ちょっと逆になりましたけれども、前年度の事業につきましては、26年、今年度の2月12日の専門家会議におきまして、マウンド試験は失敗のようだったというふうになっております。なぜ失敗だったのか、この反省を明らかにしないで、次の事業を着手すべきではないと考えます。最後にわが国は、人工干潟で成功した例はありません。環境省も藤前干潟について、人工干潟は非常識であるという公式見解を示しております。今年度の事業は、時間と予算の浪費であります。是非中止すべきだと思います。以上です。

半田次長：はい。今の今関様の御意見は、今やっているこの検討事業ですね、これ自体を中止すべきだという、こういうパンフレットに出ているようなもの、劣化したとかそういったことは、そもそも県がやったものだから県がもっと反省すべきだという話とか、世界の趨勢ですね、愛知ターゲットの話もありましたし、ガイドラインの話もありました。それからマウンド試験は失敗だったとの反省がぜんぜんないんじゃないか。成功した例なんかない、そういったことだったかと思います。何かこの中でいくつか理由がありましたけれども、この中で、中止すべきというお話はありましたけれども、何かお答えすることありますか。

入江担当課長：環境政策課です。まず、順応的管理の原則に則って進めていきたいと考えております。そのため、実施するかどうかはまだ決まっているものでは決まてませんが、もしそうした形になってくれば、やはりモニタリングなどをしながらその変化、きちんと予測できない部分を検証しながら進めていくことが重要だろう

と考えております。それから、平成22年度、23年度に行ったマウンド試験のことをおっしゃってるのかもしれませんが、これについては、我々は失敗という認識は全くしておりませんで、もともとこれは砂の移動であるとか、生物の加入状況を検証するために行った実験でございまして、その期待した効果が100%出なければそれはすべて失敗なんだと言われれば、そういう考えもあるかもしれませんが、実験によって得られた知見、知識そういうものはたくさんございますので、我々としては有意な実験であったというふうに考えております。

半田次長：はい。今、県の方からいくつかの今関さんの質問に対する説明、ではもう一度、ということよろしいですか。

参加者：すいません。前年度の事業のことですけれども、専門会議におきましてですね、皆で討論した結果、そういうふうですね、どうも失敗じゃなかったかと。今の発言では生物とおっしゃいましたけれども、そもそもその実験は砂を入れてみて、その位置とか形態がどの程度確保されるかということもあったわけです。そういうことの目的から、失敗じゃなかったのではないかということが出たわけです。昨年度もですね、順応的管理において事業をやりました。その結果、失敗だったということであればこれは同じような事業を今年度もやるというのはいかがなものかと。これは、中止にすべきじゃないかと考えます。

半田次長：ありがとうございます。はい、他に御意見は、一番前の次の方。

参加者：今の聞いてまして、どうやら人工干潟というのは、山口と申しますがね、人工干潟というのは、ほっとけばどうやら、砂はだいたい流れて行ってしまふものらしいというのが皆さんの意見ですから多分そうなのでしょう。ということで、県の方では計画した段階で、砂は何年かくらいで入れ替えて行って、費用はどれくらいを見ているのか、それを聞いたかったんですね。100万とか200万で済むのか。

半田次長：検討事業の中では、色々枠の中で砂の入れ替えのお金だとか、どれくらいの頻度でとか、そういうことですね。

入江担当課長：環境政策課です。先ほど資料3の方で、詳しくは説明しなかったんですが、今のところA案、B案、C案というようなものを考えておりまして、A案が一番開放的な構造の案、B案が一番閉鎖的だけれど砂が安定するであろう案、C案はその中間みたいな形ですね、なかなか自然にただ砂を盛っただけでその流出を抑えるのが難しいであろうと。そういう場所があるのであれば、元々ある程度干潟が出来

ているんだろうな、という。それを抑えるためにはある程度構造物が必要であろうということで考えております。費用についてはまさに今検討している段階でございますので。

参加者：だいたいどのくらいですか。1000万とか2000万とか。

入江担当課長：そこについては、分からないことを申し上げることはできないので、これは検討結果の中で、最終報告の中で明らかに出来ればなというふうに考えております。

半田次長：これは、まだ中間報告だということでしょうか。

入江担当課長：そうです。今回は、こういう形で検討しておりますということです。

参加者：最初に入れた砂はだいたいどれくらいかかるんですか。その干潟を造るのにかかる砂の。そうするとだいたい流れる砂から計算しますから。

入江担当課長：それちょっと全く分からない。構造とか全体の中で費用を出していきますので、砂だけで費用という話ではなりませんので、どこのどういう砂を持ってくるかもまだこれからの検討になりますので、それについては今の段階で申し上げることはできません。

半田次長：すみません。ここまでしか説明できないということなので。はい、他に。この前のグレーの方。

参加者：今日たまたま偶然的にこの会議があるのを知った高山と申しますけど、今日最初にお話ししていただいた、眼鏡の方に3分くらいでとか、つまらないことを言って申し訳ないなと思ってますので。いい会議に出させてもらってありがとうございます。是非三番瀬をみんなを守ってもらえるような、そういう機会を市川市も千葉県も東京とか川崎もひっくるめて、できたら三番瀬をディズニーと匹敵するような、そういうあれも十分あると思いますので、ディズニーが人工的の施設なら、三番瀬は自然のままの場所ですから、それを是非守ってほしいなと思っています。以上です。

半田次長：ありがとうございます。私個人としても非常にほっとする、御意見でした。こちらが一番端のグレーの方。

参加者：松戸市からまいりました細田と申します。干潟的環境形成検討事業について申し上げます。今三番瀬での一番喫緊の課題は青潮対策です。これは漁業者の方からも強く要望されています。それは第3次事業計画の中に入っていないのかもしれませんが、これをしなければ干潟的環境というものは単なるビーチになってしまいます。土砂の塊ですね。それは今まで話題になりましたが、塩浜の護岸の前面にある養貝場の時にも、失敗ということを漁業者の方からお伺いしましたが、その原因は青潮だということをおっしゃっていました。ですので、干潟的環境形成とかいうのが話題に出ている、そもそも青潮にやられてしまっただけでは全く意味をなさないと思います。ですから、まず青潮対策、どうしたら青潮の被害を食い止めることができるのか、どうしたら青潮を発生させないようにすることができるのか、まず予算で、そのことから始めていただきたいと思います。以上です。

半田次長：今の御意見も貴重な御意見です。こういう検討をする前にそもそも青潮対策をちゃんとやらなければ何の意味もないんじゃないかということだと思います。今日青潮対策そのものの担当課は来ていないんですけども何か答えることができますか。

入江担当課長：環境政策課です。青潮対策は本当に重要だということは漁業者の方からも、青潮対策を是非やってほしいということはよく聞いております。ただ、青潮の原因となっている東京湾の底質、青潮というのは決して三番瀬で発生しているものではないです。もっと深いところから貧酸素水塊が固まって浅場にも出てくると。その底質改良をするにはものすごい広大な面積になりますので、費用であるとか土量というものが重要になってくるかと思えます。過去10年間で、東京湾再生のための行動計画第一期の中で取り組まれたのも、47ha中ノ瀬航路の浚渫土を使って、覆砂をしたということなんですけれども、それでも改善が必要な個所の0.3%にすぎないということが出ております。なかなか青潮自体を防ぎたい、これは国も他の湾岸都県も含めてそう思ってるんですけれども、なかなか実際そこまで改善という状況にはなっていない。ただ、青潮が発生した時にでも少しでも貝が生き延びたり、そういうことができるように色々な方策を考えていく必要があるかなと。今回干潟の検討をしようという中で、非常に規模の小さい話であるので、三番瀬全体の効果というのはなかなか難しいかなとは思いますが、それでも浅場ができる事で、そういった青潮が発生した時にも、生き残る貝が増える、そこに残る貝が増えるという効果が出るのであれば、三番瀬の再生としていい効果になるのではないかと。そういう視点からも、青潮対策とまでは言えないかもしれませんが、青潮が発生した時にでも、効果があることをねらいの一つにはしております。

半田次長：青潮は今年8月末辺りからたしか船橋沖でかなり大きい影響があって、アサリがかなりやられたということがあったと思うんですけども、なかなか青潮対策そのものは非常に難しい問題なんですけど、そういった中でもできる中でという回答でございます。他に、今発言をされた方の斜め前の方。お待たせしてすみません。

参加者：船橋の田久保です。私、野鳥調査をやってるんですけども、今回九州に調査の関係で行って来ました。荒尾干潟、熊本県。熊本県は干潟をほぼ全部残してきたんですね。千葉県と大きな違い。そこが違くと。で、荒尾干潟も野鳥が来て、海苔をつくって、アサリを採ってる。市民もみんな親しんで。そういう干潟がずっと広がっているんです。三番瀬もそういうところは現にあるし、そういう場所だと。そこを、持って来ましたけれども荒尾市がこういうパンフレット作ってる。それから環境省もパンフレットを作ってる。それから地元の野鳥の会もパンフレットを作ってる。ラムサールにしようと三番瀬もしているんですけども、ラムサールにするには行政が前面に立って、動かなければ進まない。荒尾市とか行政がラムサールを理解して、ラムサールになることのプラス面ですね、マイナス面も多少あるかもしれませんが、プラスの面がずっと多いんだというのがわかって、つい12年ですね。12年に登録しました。それで今度はですね、佐賀県の新籠、有明海ですね、そこもラムサールになる予定です。どんどんどんどん三番瀬は置いてきぼりになっていくんですね。ラムサールは漁協も市民のため、環境、湿地の保全、そういうのも理念とその基準とか、条約の中の、そういったもので、持続的に有効な環境を残していこうという条約です。だから、是非とも県が、先程出ましたけれども、予算を付けてですね、推進するための予算を付けて、是非頑張ってもらいたい。よろしく申し上げます。

半田次長：はい。いま田久保さんからいただいたのは、さっき織内さんからいただいたものと主旨は一緒だと思うのですが、今回は熊本県の例を出されて、行政が前面に出て行くんだというお話だと思います。先ほど織内さんの所では回答しなかったんですけども、今日ラムサールについてこちらから何も言ってないので何かお話ありますか。

自然保護課：自然保護課の高橋です。ラムサール条約の合意形成に向けてという事で、現在の3次計画においても、合意形成を目指していくことを位置付けています。遅れているという御指摘が先程来あったんですけども、我々もですね、地元市や漁業者の方と、昨年度も都合7回、今年に入ってから、漁組の、今日いらっしやっておりますけれども、方々と意見を交換しております。で、ちょっと誤解があるようなんで

すが、漁業者の方もラムサール条約そのものを反対だと言っているわけではございません。三番瀬の再生計画の中には、漁場の再生というの、一つ大きな目的として掲げておまして、まず漁場の再生を優先すべきであろうと、漁場の再生こそが三番瀬の再生にとって必要であると、一番大事なことだというお考えを持っております。大きな目的においては、ラムサール登録を推進する立場の方々とは変わらないですけれども、手順の面で若干考え方の違いがあると。先程来、干潟的な環境整備について、色々御意見があったんですが、我々が漁協さんにお伺いした直前の8月末から9月に青潮が発生し、まさに入江課長の方からお話があったように、浅場が出来ているところでは、比較的アサリの被害が少なかったというようなお話も承っておりますので、そういった面です、こういうミーティングの場で、率直な意見を交換していただいて、三番瀬の再生という大きな目的では皆さん一緒なので、一つでも理解が進めばというふうに考えております。答えになっているかどうか分からないですけれども、私からは以上です。

半田次長：はい。今のような検討で、すぐお金つけてとそういったようなことはここで答えることはできないと。では他に。こちらの一番後ろの。

参加者：行徳漁協の澤田と申します。先程からうちと南行徳漁協さんの人工干潟が失敗だったと意見が出ていますけれども、うちの組合が失敗したという理由は、駐車場がなかったから潮干狩場として失敗したということなんで、干潟の中の生物の環境や何か失敗したということではないんで、人工干潟にもアサリは大量に湧きますし、実際青潮になって、その後も浅いところですから、アサリも残りますしね。その失敗したという理由をひとつ誤解しないでもらいたい。そう思います。

半田次長：はい。今のは養貝場の話ですね。失敗した理由はそうじゃない、先ほどのではないぞという話でしたけれども、はい、さっきあれでしたよね。先ほどの件についてですか。では簡潔にお願いします。

参加者：裁判の証言で、そういうことを言ったんですけれど、そうするとそれは嘘ということになる訳ですか。失敗をしたのは青潮のせいだと漁協の方が言ったんです。裁判の記録を見ていただければ、ここではすぐ分からないでしょうけれども、裁判所にそういうのがあるはずですよ。

半田次長：今、裁判の資料がちょっと出てこないと思うので・・・。では他に、白いブレザーの方。

参加者：船橋市漁業協同組合の滝口なんですけれども、先程から、干潟に人工干潟を作って、成功した例はないという方の意見が多いようですけれども、船橋市には、船橋海浜公園という人工の干潟がありますけれども、あそこは、三番瀬の市川航路を浚渫した時の砂を使って人工干潟を作りましたけれども、あそこでは、泥干潟に、生物なんかも発生してますし、海浜公園で多くの市民の方が水辺に近づける場を提供してます。それともうひとつが潮干狩り事業。船橋海浜公園の潮干狩り事業をやっていますけれども、毎年多くのお客さんが来ていただいて、成功しているのかなど。あと、人工干潟の形成についていろんなことがありますけれども、やはり、青潮対策の一環のため、東京湾の青潮を防ぐことはなかなか難しいと思います。そのための対策の一環として人工的に干潟を作った場合にそこで新たな漁業資源、また海の生物がそこで発生したり、環境が変わっていくといったときに、どうだということも検証してもらうことも必要なのかなど。それと税金の投入が、無駄遣いだという御意見もありましたけれどもここにおられる方は、三番瀬をそのまま残したいと。ただ、その人たちだけが、一般市民でも県民でもありませんので、中には市川市の市民の方も水辺にふれたいという方がいらっしゃるかもしれませんから、その税金の使い方というのも一概に無駄なのか有効的なのかはわからないのかなど。ただ漁業者の立場からすれば、やはり震災以降、今日は地震のことでありましたけれども地盤沈下していると思います。先ほど浦安の方が、干潟というのは干潮時に海底が出るところが干潟で、浦安の干潟であったところも深くなって干潟でなくなっていると、いうことであれば、今まで皆さんの言っていた三番瀬の干潟の機能としての低下というのは、もしかしたら著しく低下しているのではないかとこのように考えた場合、やはり、こういう人工的な干潟で、また漁協も覆砂などいろいろな事業を行っていますけれども、その中で、砂を入れて浅くしたところには、アサリ、二枚貝が他の場所よりも青潮になったときに残る確率が高くなっています。干潟の泥の中に棲んでいる生物とかも海の水質の浄化に機能していると思いますけれども、一般的には水質を浄化する環境を良くするには、二枚貝の水質浄化というのは効果的だと言われてますので、やはり漁業資源を増やすことによって、環境に一層いい効果をもたらすのではないかと思いますので、干潟を人工的に作ってもらって、試験していただいて、その効果というのを試していただけたらなと思います。よろしくお願いします。

半田次長：はい。人工干潟について、先程、反対の御意見をいただきましたし、今のようによれば、成功例ではないかという話もあったり、青潮を防ぐのは難しいけど、そういった中で干潟についてどうなのか検証も必要ではないのかとか、税金の投入等の話もありました。こうやっていろいろな、様々な御意見をいた

できればありがたいなと思います。

はい。時間もありますので、手を挙げていらっしゃるお二方いらっしゃいますので、その後ろの方、その次に手前の方で終わりにしたいと思います。どうぞ。

参加者：市川市行徳漁協の中島です。資料4の市川漁港の建設に関しては、私たち漁業者として、この計画どおり28年度に着工して欲しいと思います。それと資料3の干潟的に関しては、うちの組合でも一年に一回、人工干潟なんですけど、数人なんですけど、市民の人に組合の船で干潟の方に渡ってもらって、いろんな体験をしてもらっているんです。そうすると中学生の子供とか小学生の子供なんですけども、実際に浅場に行っているいろんな体験をすると、すごいうれしい顔をするんです。そういうことをできるというのは、やっぱりそういう風な干潟がないと体験ができないと思うんです。市川市においては、現実的にうちの漁港の前に干潟はあるんですけど、直接渡れないんです。そうすると、なかなか体験をするにおいても、やっぱり限られた人しか体験ができないんです。

ところが、今、計画している干潟の試験がもし成功して、干潟を作るってことが、これからの小さい子供たちのために大切だっていうことであれば、それは、すごい必要なことだと思うんですね。その小さい子供たちの希望とかそういうものが必要だと思うので、それに対してやっぱり干潟造成試験に対してはやってほしいと思います。それと漁業者としては、三番瀬の再生に関しては、先ほど船橋の組合長が言ったように漁場の再生が一番大切だと思います。漁場の再生をはじめにやってもらって、その後にラムサール条約ですか、そういうのも検討していったらどうかと思います。よろしくお願いします。

半田次長：はい。ありがとうございます。3点、お話ありまして、資料にあります漁港の話ですね、これについては是非進めてもらいたいという御意見でした。それから、干潟化については、先程来申し上げましたいろいろな御意見があったと思いますが、今の御意見はこういう形で体験を望んでいる子もいると。今の養貝場ではなかなか遠いし狭いしでみんなで行けるわけでもない、というので進めてもらえないかという話。それからラムサール条約については、まず漁場の再生を先にしてもらえないか、という御意見だったと思います。

それでは、今日最後の方、よろしくお願いします。

参加者：市川市から来た加瀬といいます。少し前の質問で、干潟的環境ですか、A、B、C案の費用がどれぐらいなのかという質問に対して、実際わからない、ということでしたが、参考情報として一番下に書いてある事例で、他県の施工さ

れたところがありますけれども、これがいくらぐらいかかったのかというのを、事業規模の違いはあると思うのですけれども、参考としていくらかかったのかというのを教えてほしいです。

半田次長：はい。今の話、分かりますか。先ほど申しましたように、この資料、中間報告だということで金額も入れられないのですが、施工例の話が、もしわかればということでよろしいですか。何か分かるものありますか。

環境政策課：環境政策課ですけれど、いくつか事例を調べている中で、どのくらいの費用がかかったというようなことは聞いたりしているのですが、ちょっと、今、手元に少なくともその数字は持っておりませんで、あと、実際にそこにその費用がかかったからといって、この場所で同じような費用でできるかということ、よくわからないものですから、なかなか費用を出すと、このぐらいなんだというように数字はやはり独り歩きしてしまう怖さもあるので、我々としては最終報告までに、きちんといろんな条件を揃えた上で、出したいと考えております。以上です。

参加者：調べていないということですか。費用については。

環境政策課：違います。いくつか類似の事例については、費用などは聞いております。今、手元には持ってありません。

半田次長：今日、資料を持ってきていないと。金額については。はい。そういうことで御了解いただきたいですが。

それでは、時間を90分ちょっと過ぎましたけれど、基本的には、挙手いただいた方には皆さん御発言いただいたと思います。定刻を過ぎましたので、これで意見交換会を終わらせていただきます。今日は、本当に有意義な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

事務局：以上を持ちまして、本日の三番瀬ミーティングは、終了させていただきます。次回のミーティングの開催予定等が決まりましたら、県ホームページ、県民だより、各ちらしなどで、お知らせしたいと思います。本日は長時間にわたりありがとうございました。